

地域の中で自立して、自分らしく暮らして、安心して

障がい者(児)福祉サービスの案内

市では、障がいがあっても地域の中で自立して、自分らしく暮らしていけるように、生活支援サービス・手当の支給などを行っています。



「在宅サービス」

障害福祉課障害福祉係

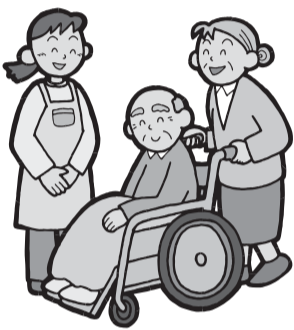
☎453・428

- ① 介護給付・訓練等給付
- ① 居宅介護（ホームヘルプ）
：自宅で、入浴、排せつ、介護等を行います。
- ② 重度訪問介護：重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、自宅で入浴、

- ⑦ 生活介護：常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
- ⑧ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）：自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
- ⑨ 就労移行支援：一般企業等

原則として身体障害者手帳・療育手帳（知的障がい者）・精神障害者保健福祉手帳のいずれかの手帳を交付されている方が対象ですが、障がいの種別・程度（等級）・生活状況などの理由により、一部利用できない場合があります。また、介護保険の被保険者は、介護保険制度と障がい者福祉サービスで同じサービスが利用できる場合は、介護保険からのサービスが優先されます。

- ③ 行動援護：自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
- ④ 重度障がい者等包括支援：介護の必要性がとて高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
- ⑤ 児童デイサービス：障がいのある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
- ⑥ 短期入所（ショートステイ）
：自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。



② 緊急時通報システム

☎65歳未満で肢体不自由などのため身体障害者手帳1級、2級の交付を受けている重度身体障がい者で、一人暮らしまたは世帯員の就労等により長時間にわたり一人暮らしと同様の状態となる方
※NTTのアナログ回線を有していること
☎利用者の居宅に緊急電話機およびペンダント型無線発信

への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
⑩ 就労継続支援：一般企業での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
⑦から⑩までのサービスは、障がい者支援施設に入所して利用することもできます。

機を設置し、利用者が急病、事故、その他の理由により緊急に援助を必要とする場合、これらを利用して通報センターに通報することにより、迅速な救助活動を行います。
※回線使用料、屋内配線使用料および通話料は利用者負担となります。
③ 消防緊急通報事業
☎聴覚障がいの方
☎八潮市消防署内に緊急時対応のフアクシミリ機を設置し、火事および救急等の通報を受け、緊急時の対応をします。
※消防緊急通報用紙は、障害福祉課でも配布しています。

④ 寝具クリーニングサービス

☎在宅の重度心身障がい者(児)で常時紙おむつの使用を必要とし、肢体不自由のため身体障害者手帳1級、2級または療育手帳A、Aを所持している方
☎月に1回、お近くの薬局から自宅へ紙おむつをお届けします（申請月の翌月からの給付となります）。おむつのタイプや枚数は、障害福祉課にお問い合わせください。
※利用料は無料です。

☎肢体不自由のため身体障害者手帳1級、2級の交付を受けている重度身体障がい者で、一人暮らしや虚弱等の理由により布団干し等が行えない方
☎寝具クリーニングは年4回（4月・7月・10月・1月）実施します。そのうち7月・1月は丸洗い乾燥殺菌で、4月・10月は乾燥殺菌です。
※利用料は無料です。

一般的に「障害」の「害」の字には、「悪くする」「わざわい」などの否定的な意味が強く、人を表すときに「害」を用いることは人権尊重の観点からも好ましくないという意見があります。また、「障害」を他の漢字や英訳表現をそのまま使用すべきとの意見もありますが、どれもまだ一般的でなく、せめて「障害」をひらがな表記で「障がい」とすることによって、否定的なマイナスイメージを和らげようとする動きが行政を中心に広がっています。

そこで、市が率先して障がいのある方に不快感を与えないよう、「障害」をひらがなで「障がい」と表記することとしました。
市民の皆さんにも「障がい」に対する理解を深めていただくと共に、障がいを持つ方への差別解消への契機とするため、ご理解とご協力をお願いいたします。

表記の変更例

人を表す言葉
障がいのある方、障がい者等
人の状態を表す言葉
障がい程度、重度障がい等

「害」を漢字表記する例

法令等：身体障害者福祉法、障害者自立支援法等
固有名称：身体障害者手帳、障害基礎年金等
人の状態を表さないもの：障害物、交通上の障害等



⑥ 入浴サービス

☎18歳以上65歳未満で肢体不自由のため身体障害者手帳1



級、2級、3級の交付を受けている在宅の重度身体障がい者で、家庭において入浴することが困難な方
☎自宅（訪問入浴）、医療機関等（送迎入浴）またはそうか光生園（施設入浴）で入浴サービスを行います。
※そうか光生園（草加市柿木町1215-1）



市では、これまで「障害」と表記していたものについて、今後は原則として、固有名称や法令等を除いて「障がい」と表記します。